

東神楽町
新型コロナウイルスワクチン
住民接種実施計画
ver.8.0

令和5年9月
東神楽町

東神楽町新型コロナウイルスワクチン住民接種実施計画

第1章 概要

第2章 基本的考え方

第3章 対象者

1. 対象者について
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 対象者への連絡

第4章 接種体制の構築等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種体制確保について
5. 接種会場
6. 予約受付
7. 予防接種への同意
8. ワクチンの確保及び管理方法
9. 接種費用の支払い
10. 町民への接種勧奨、情報提供及び相談受付
11. 健康被害救済の申請受付、給付
12. 接種に係る情報管理
13. その他

第1章 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、東神楽町に住民票を有する町民（以下、「町民」という。）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）については、国の主導的役割、北海道の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、必要なワクチンを確保できた際には、当該感染症のまん延防止のため、国や北海道、医療機関等の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下、「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等について示す。

本計画 ver.6.0 以降においては、令和4年9月に緊急特定承認された2価のオミクロン株対応ワクチンを用いてのワクチン接種に関する接種体制の整備をする。さらに、5歳から11歳の小児における追加接種に関しても特例臨時接種に位置づけられることとなったため、準備を整える。

また、令和4年10月からは乳幼児（6か月～4歳以下の者）が接種対象として追加されたため接種体制を整える。

本計画 ver.7.0 以降においては、R5年度における接種体制（以下「R5年度接種」とする。）に関する取組みを記す。

本計画 ver.8.0 においては、上記のうち、R5年9月20日以降の接種体制（以下「R5年度秋開始接種」とする。）に関する取組みを示す。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2章 基本的考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、医療機関等の関係機関と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、接種医療

機関及び接種施設、個々の予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。

3. 医療機関等における3つの密や感染者との接触を回避するため、町が設置する集団接種会場の運用なども含めて計画する。
4. 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないように、必要な医療体制を維持する。

第3章 対象者

1. 対象者の範囲

- (1) 原則として東神楽町の区域内において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。対象年齢は接種日当日の年齢が6か月以上のものとする。
- (2) 大臣指示通知において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。
- (4) R5年度秋開始接種で使用するワクチンは、XBB.1.5に対応した1価ワクチンである。接種は、初回接種を完了した6か月以上の全ての者を対象とする。前ワクチン以降3か月を経過した者については、その接種回数を問わず接種することが可能である。(令和5年9月20日より)
- (5) (4)にある初回接種の完了とは、5歳以上においては1・2回目の接種、6か月から4歳においては1~3回目の接種を終了したことをいう。

2. 接種順位

- (1) R5年度秋開始接種においての接種順位の取り決めはない。初回接種が完了しており、前回の接種から3か月の経過を要する。

3. 接種対象者数の試算

(1) R5 年度秋開始接種対象者数の算定は以下のとおりである。

(令和5年9月15日時点)

初回接種を完了した 65 歳以上の者	健康かるてから 抽出	2,019 人
初回接種を完了した 12 歳以上 64 歳以下の者		5,138 人
5 歳から 11 歳の初回接種完了者		104 人
6 か月から 4 歳未満の初回接種完了者		1 人

4. 対象者への連絡 (R5 年度秋開始接種)

(1) 12 歳以上においては、初回接種完了者に対して接種の通知を行う。

(2) そのほかの対象者に関しては、本人からの申請に基づき接種の通知を行う。

第4章 接種体制の構築等

1. 基本的考え方

町は、町内医療機関等と連携し、町民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的に必要な体制を整え、町民の安心安全に資する。

2. 実施期間

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間は令和3年2月17日から令和6年3月31日までとする。

3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時の予防接種業務の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、必要に応じた実施体制の確保を行う。

また、担当部門では新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、封入作業や会場設営、予約受付など外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減も検討していく。

4. 接種体制確保について

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、町内医療機関を中心に協力を仰ぐ。また、集団接種の折には、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、町内医療機関と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等が接種を行う場合は、別途個別に体制確保を検討する。

5. 接種会場

町は、町内医療機関等、医療機関以外の会場で町が設置する集団接種会場、及び高齢者施設とする。なお、これによることができない場合は、別途接種場所を確保する場合がある。

(1) 町内医療機関等

町内医療機関等とは、町内の医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。

接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

(2) 集団接種会場

集団接種会場とは、町が医療機関以外の会場で集団接種を行うために設置する会場とし、接種会場の設置場所や施設については、町内医療機関等と協議を行い、公共施設を確保し、新型コロナワクチンを保管できること。

接種会場の設営は、受付から退出までの動線を考慮した設営を行うこと。接種会場の運営は、町が直接運営を行う。

(3) 町内高齢者施設等

高齢者施設については、医療を提供する介護保険施設がある一方、高齢者の住まいとしての施設もあることから、入所者の予防接種については、定期の予防接種の接種場所を基本としつつ、施設の特徴を踏まえたうえで接種場所の検討を行う。

(4) 旭川市及び近郊9町との協定による接種会場

旭川医師会、上川郡中央医師会が連携し、ワクチン接種体制を構築することでワクチン接種の円滑な実施と住民の利便性の向上を目的としたもので、町外の集団接種会場などで住所地外接種届を省略した形で利用できる。この協定の期間は令和3年8月30日から令和5年3月31日までであったが、R5年度接種においても同様に協定を延長する。

6. 予約受付

町民が町内の医療機関及び集団接種会場で接種を行う際は、接種を行う医療従事者等と事前に日時、接種人数を協議し、予約専用窓口で一括して予約を受け付ける。

受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日1か所あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

なお、町は健康ふくし課内にコールセンターを設置し、各種相談窓口、予約受付業務を行う。インターネットによる予約受付も併用する。

7. 予防接種への同意

(1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。令和3年12月1日以降に送付する予診票は、接種券一体型予診票に統一し、R5年度接種についても同様である。

(2) 接種不適当者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

(3) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

(4) 新型コロナワクチンの接種対象となる年齢については、各製剤の承認内容等により異なる可能性があることから、被接種者が対象年齢に含まれるかどうかについて十分に確認のうえ、実施する。

接種対象となった16歳未満への予防接種を実施する場合、医療機関や集団接種会場における新型コロナワクチンの接種については、原則保護者の同伴を必要とする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努める。

- (5) 意思確認が困難な場合であっても、季節性インフルエンザ等の定期接種と同様、それぞれの状況に応じて、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者など、日頃から身近で寄り添っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧にくみ取ることなどにより本人の意思確認を行うこと。また、意思は確認できるものの、身体的事情等で自署ができない場合には、家族等による代筆を依頼するなど、適切な運用を行う。

8. ワクチンの確保及び管理

町は、北海道から割り当てられた新型コロナワクチンを町内医療機関、集団接種会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを町内医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用して、町が責任をもって移送する。

割り当てられたワクチンに関しては、ワクチンの特性に応じ適切な管理を行う。

9. 接種費用の支払い

町民が町内医療機関及び集団接種会場で接種した場合は、町が直接支払いを行う。

町民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、北海道国民健康保険連合会より請求を受け、支払う。

ただし、別途、支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

10. 町民への接種勧奨、情報提供及び相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。ただし、専門的な相談対応は北海道が担うことから、北海道と連携して対応する。

11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受付け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

12. 接種に係る情報管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、予防接種台帳として管理する。予防接種台帳は予防接種法施行令第6条の2や文書管理規定等に従い、5年間管理する。

また、医療機関においては予診票の控えを保管し、その取扱いについては診療録に準ずるものとして、原則5年間とする。

13. その他

本計画に定めのないものは、都度、担当部門、庁内、医療機関等と協議を行い、決定するものとする。